

社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査の民間開放について(案)

【民間競争入札とする理由】

- 平成 19 年 6 月 7 日の第 3 回統計調査分科会に提出した「統計調査業務の民間開放に向けた具体的方策の検討について」において、社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査については、平成 20 年度は、国直轄の郵送で実施している部分について、公共サービス改革法の対象として実施するとともに、地方公共団体に委託している部分を国の事務に引き上げることについても検討を行う、平成 21 年度は、検討結果を踏まえ、地方公共団体に委託している部分を国の事務に引き上げ、公共サービス改革法の対象調査として実施することとしている。

公共サービスの実施に関し、「民間が担うことができるものは民間にゆだねる観点」から見直すこととする公共サービス改革法の趣旨を踏まえ、これらの業務を民間に委託することにより、民間事業者の実施状況、コストを把握して、他の統計調査の民間開放の検討の参考とするためには、民間競争入札で行うことが適当と考えている。

【入札の対象範囲】

- 「社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査」の民間事業者を活用する業務の範囲は、調査票等の送付、調査票の回収・受付、督促、照会対応（以上については地方公共団体に委託する部分を除く）、調査対象名簿のマッチング等、個票審査、データ入力とする。（別紙参照）
- 統計調査業務のうち、国の政策立案と直結する調査内容、調査方法の策定等調査の企画業務、最終的な結果表の審査及び公表に係る業務（分析を含む。）、また、統計の質の維持・向上を図るために必要な民間事業者への指導・監督などのモニタリング業務及び事業内容に対する評価・改善業務等については、国が行うべき業務として実施する予定。

【入札等の実施予定期】

- 平成 20 年 4 月目処に入札公告し、平成 20 年 7 月から落札者による事業を実施する予定。

【契約期間】

- 社会福祉施設等調査は、全国の社会福祉施設等を対象、また、介護サービス施設・事業所調査は、全国の介護サービス施設・事業所を対象として実施している承認統計調査である。両調査においては、平成 20 年度は国直轄調査分（厚生労働省からの郵

送分)のみを民間開放の対象としており、次年度以降、現在、地方公共団体で実施している部分の拡充を行う予定であること、また、大規模な統計調査について民間事業者の活用に生じる問題点を整理し、次年度以降にその反省点を踏まえて再検討する必要があることから、初年度の調査に関しては単年度契約とすることが妥当と判断している。

(なお、平成21年度調査については、平成20年度調査の実績が出ていない段階で契約期間を判断する必要があるので、複数年度契約とすることを含め、契約期間をどうするかについては来年の12月までに検討してまいりたい。)